

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|---|-----------|-------------------------------------|---|------|---------------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 北海道新幹線木古内・新函館北斗間の環境保全における音源対策工事の委託に関する平成30年度協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 649,526,000 | — | — | | | | |
| 青函トンネルの機能を保全するために必要な施設の改修工事の一部委託に関する平成30年度協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 1,228,200,000 | — | — | | | | |
| 平成30年度北海道新幹線用地取得事務委託契約の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 札幌市 北海道札幌市中央区北1条西2 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 10,584,000 | — | — | | | | |
| 平成30年度北海道新幹線用地取得事務委託契約の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 北海道土地開発公社 北海道札幌市中央区北3条西7-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 56,808,000 | — | — | | | | |
| 平成30年度局事務所の賃貸借契約継続及び経費の支出について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | マルチ株式会社 北海道札幌市中央区北2条西1-1 | 継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 106,898,196 | — | — | | | | |
| 平成30年度自動車駐車場契約継続及び経費の支出について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | マルチ株式会社 北海道札幌市中央区北2条西1-1 | 継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 907,200 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|-----------------------------------|---|-----------|-----------------------------------|--|------|-----------|-----|----------|---------|---------------|---------|--------------------------------|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 平成30年度局事務所清掃管理業務委託契約及び経費の支出について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 山王ファシリティーズ株式会社 大阪市浪速区湊町1-2-3 | 継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 2,878,200 | - | - | | | | |
| 平成30年度局事務所冷暖房料及び電気料の支出について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | マルイト株式会社 北海道札幌市中央区北2条西1-1 | 継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | - | - | - | | | | 平成30年度 支払見込額 10,000,000円 |
| 平成30年度電話料金の支出について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2 | 電気通信事業法に規定する電気通信事業者から供給を受ける長期の継続的供給契約であるため(機構契約事務規程第38条第1項第1号ウ)。 | 非公表 | - | - | - | | | | 平成30年度 支払見込額 2,280,000円 |
| 平成30年度電話料金の支出について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南1-2-70 | 電気通信事業法に規定する電気通信事業者から供給を受ける長期の継続的供給契約であるため(機構契約事務規程第38条第1項第1号ウ)。 | 非公表 | - | - | - | | | | 平成30年度 支払見込額 1,210,000円 |
| 平成30年度ネットワーク回線接続契約継続及び使用料等の支出について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | ソフトバンク株式会社 東京都港区東新橋1-9-1 | 継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | - | - | - | | | | 平成30年度 支払見込額 11,117,000円 |
| 平成30年度郵便料金の支出について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 日本郵政株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2 | 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なる事業者は同社しかなく競争を許さないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エを適用して契約を締結したものである。 | 非公表 | - | - | - | | | | 平成30年度 支払見込額 1,317,000円 |
| 平成30年度自動車任意保険の継続契約について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 | 継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | - | - | - | | | | 平成30年度 支払見込額 1,195,430円 |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|---|-----------|--|--|------|---------------------|-----|----------|---------|---------------|---------|-------------------------------|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 平成30年度青写真焼付その他作業の単価契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | ①株式会社アーサ 北海道札幌市白石区東札幌2条5-1-25 ②株式会社青写真商会 北海道札幌市中央区南2条西12-324-24 | 業務運営上複数の相手方と契約を締結する必要があり、契約事務規程第39条第1項第4号の規定を適用し、決定した最低価格をもって左記の2者と随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 折り図 A0 48.60円/枚外 | — | — | | | | 単価契約 予定総額 13,718,025円 |
| 平成30年度書類保管倉庫の賃貸借契約継続及び経費の支出について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 札幌通運株式会社 北海道札幌市中央区大通西8-2-6 | 継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 1,944,000 | — | — | | | | |
| 平成30年度小樽鉄道建設所の賃貸借契約継続及び経費の支出について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社小樽ベイシティ 開発 北海道小樽市築港11-5 | 継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 14,970,348 | — | — | | | | |
| 平成30年度小樽鉄道建設所の水道光熱費等の支出について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社小樽ベイシティ 開発 北海道小樽市築港11-5 | 継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | — | — | — | | | | 平成30年度 支払見込額 1,729,440円 |
| 平成30年度北斗鉄道建設所の土地賃貸借契約継続及び経費の支出について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 北斗市 北海道北斗市中央1-3-10 | 継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 907,368 | — | — | | | | |
| 八雲鉄道建設所用地の賃貸借契約の継続及び支払いについて(平成30年度分) | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 八雲町 北海道二海郡八雲町住初町138 | 継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 3,033,338 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)長万部鉄道建設所敷地の土地賃貸借料の支払について(平成30年度分) | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 新函館農業協同組合 北海道北斗市本町1-1-21 | 継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 923,112 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|---|-----------|--------------------------------------|---|------|--------------------|-----|----------|---------|---------------|---------|-------------------------------|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)二セコ鉄道建設所及び寮敷地の土地賃貸借料の支払について(平成30年度分) | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 必要条件を満たす物件調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 1,328,208 | — | — | | | | |
| 平成30年度赤井川村倉庫建物の賃貸借契約の締結及び支払いについて | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 富塚建設工業株式会社 北海道余市郡赤井川村字都178 | 継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 1,840,320 | — | — | | | | |
| 平成30年度鉄道建設所の電気料の支出について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 北海道電力株式会社 北海道札幌市中央区大通東1-2 | 電気通信事業法に規定する電気通信事業者から供給を受ける長期の継続的供給契約であるため(機構契約事務規程第38条第1項第1号ウ)。 | 非公表 | — | — | — | | | | 平成30年度 支払見込額 4,711,000円 |
| 平成30年度乗用自動車借上契約継続及び経費の支出について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 函館ハイヤー事業協同組合 北海道函館市亀田町22-13 | 左記業者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 北海道運輸局の 許可運賃による | — | — | | | | 平成30年度 支払見込額 1,200,000円 |
| 借上げ宿舎の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社勝木スクエア 北海道札幌市中央区北1条東3-3 | 入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 948,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舎の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社トミーコーポレーション 北海道札幌市北区太平3条4-1-1 | 入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 876,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舎の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社西岡ホーム 北海道札幌市豊平区西岡4条6-1-1 | 入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 948,000 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------|---|-----------|------------------------------------|--|------|---------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社二条館 北海道札幌市西区琴似2条5-4-21 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 990,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社プレゼンス 神奈川県川崎市中原区宮内1-22-7 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 840,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社本間松蔵商店 北海道虻田郡倶知安町南3条西1-23 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 840,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社本間松蔵商店 北海道虻田郡倶知安町南3条西1-23 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 840,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | カンエイ実業株式会社 北海道札幌市中央区南7条西6-289-6 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 852,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 札幌住宅株式会社 北海道札幌市中央区北5条西24-3-1 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 828,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 東急住宅リース株式会社 東京都新宿区西新宿2-3-1 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 889,200 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------|---|-----------|---------------------------------|--|------|-----------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 丸菱建設株式会社 北海道札幌市東区北33条東5-2-23 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 864,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 有限会社ナガタ 北海道札幌市東区北45条東16-2-10 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 828,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 有限会社ナガタ 北海道札幌市東区北45条東16-2-10 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 864,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 有限会社ナガタ 北海道札幌市東区北45条東16-2-10 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 900,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 有限会社ナガタ 北海道札幌市東区北45条東16-2-10 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 912,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 有限会社野上塗装 北海道上磯郡木古内町字本町557-41 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 1,980,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 有限会社山川商事 北海道札幌市東区北40条東19-4-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 864,000 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------|---|-----------|----------------------------------|--|------|---------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 有限会社レガシー 北海道札幌市東区北23条東2-6-20 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 816,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 859,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 874,104 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------|---|-----------|----------------------------------|--|------|---------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------|---|-----------|----------------------------------|--|------|---------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 883,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 895,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 919,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 919,752 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------|---|-----------|----------------------------------|--|------|---------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 919,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 919,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 919,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 919,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 919,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 919,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 919,752 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 919,752 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------|---|-----------|----------------------------------|---|------|---------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8 | 必要条件を満たす家屋調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 984,700 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 852,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 900,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 948,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 900,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 936,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 948,000 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------|---|-----------|-------------------|--|------|---------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 960,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 816,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 948,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 840,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 876,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 840,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 840,000 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------|---|-----------|-------------------|--|------|-----------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 840,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 1,002,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 852,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 996,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 912,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 948,000 | — | — | | | | |
| 借上げ宿舍の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 816,000 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|---|------------|-------------------------------------|--|------|---------------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 借上げ宿舎の賃貸借契約 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月2日 | 個人 | 入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 936,000 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線建設に伴う倶知安町道西3丁目南通付替えの設計等に関する平成30年度協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月5日 | 倶知安町 北海道虻田郡倶知安町北1条東3-3 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 50,422,307 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線青森・新函館(仮称)間の建設に伴う工事の一部委託施行に関する平成30年度協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月10日 | 北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 2,887,421,526 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線(新青森・新函館北斗間)の青函トンネル内の速度向上試験におけるPQ測定設備製作の委託に関する平成30年度協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月24日 | 北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 48,529,000 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線新函館北斗駅混雑緩和対策工事の委託に関する協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月25日 | 北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 7,900,000 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線新函館北斗・札幌間の建設に伴う函館本線長万部駅及び倶知安駅付近の在来線設備支障物等に係る調査設計に関する協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月26日 | 北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 43,664,000 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|---|------------|-------------------------------------|---|------|-------------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 北海道新幹線、札幌トンネル外1箇所機械価格・損料調査業務 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年4月26日 | 一般社団法人日本建設機械施工協会 東京都港区芝公園3-5-8 | 左記業者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 25,920,000 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)建設事業用地取得等に伴う用地測量調査の実施について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年5月7日 | 北海道土地開発公社 北海道札幌市中央区北3条西7-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 57,553,200 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線共用走行区間における青函トンネル内高速走行試験の委託に関する協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年5月21日 | 北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 197,505,000 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線新青森・新函館北斗間の路盤外3箇所の計測調査及び補修工事の委託に関する平成30年度協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年6月1日 | 北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 22,572,000 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線函館北斗・札幌間の建設に伴う札幌駅の設計の委託に関する平成30年度協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年6月1日 | 北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 19,473,000 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線、青函トンネル内における高速走行試験及びすれ違い試験 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年6月8日 | 公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 74,628,000 | — | — | 公財 | 国所管 | | 1 |
| 青函共用走行区間における高速確認車の開発(その2)業務に関する協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年6月11日 | 北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 149,162,000 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|---|------------|---|---|------|-------------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 青函共用走行区間時間帯区分方式における貨物列車の誤進入の防止に関するシステムの開発業務に係る協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年6月11日 | 北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 431,492,000 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線、自然由来重金属等の対応方針検討6 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年6月11日 | 一般社団法人北海道環境保全技術協会 北海道札幌市中央区北1条西7-1-7 | 左記業者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 141,480,000 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)建設事業用地取得等に伴う建物等調査の実施について | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年6月12日 | 北海道土地開発公社 北海道札幌市中央区北3条西7-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 119,167,200 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線共用走行区間における青函トンネル内すれ違い実車走行試験の委託に関する協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年6月19日 | 日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 9,523,000 | — | — | | | | |
| 青函共用走行区間の速度向上施策の検討業務に関する協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年6月26日 | 日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 27,626,400 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線建設に伴う下水道管VI-1000及びVI-8000付替えの基本設計に関する協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年7月2日 | 札幌市 北海道札幌市中央区北1条西2 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 39,787,308 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線建設に伴う北斗市道市渡第30号線等道路付替えの設計等に関する平成30年度協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年7月6日 | 北斗市 北海道北斗市中央1-3-10 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 132,075,376 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|---|------------|---|---|------|------------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 青函トンネル、先進導坑・作業坑坑内観察調査業務他2 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年7月17日 | 株式会社レールウェイエンジニアリング 東京都千代田区神田鍛冶町3-5-2 | 左記業者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 15,660,000 | — | — | | | | |
| 鋼鉄道橋における板厚差のある高力ボルト継手の適用の検討 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年7月27日 | 公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 5,994,000 | — | — | 公財 | 国所管 | | 1 |
| 北海道新幹線新青森・新中小国間開床式高架橋区間における騒音測定に係る線路内作業委託に関する協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年7月27日 | 北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 5,643,000 | — | — | | | | |
| 木古内鉄道建設所移転に伴う賃貸借契約の締結及び支払いについて(平成30年度分) | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年8月1日 | 個人 | 必要条件を満たす物件調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 1,036,800 | — | — | | | | |
| 耐震設計に用いる地盤調査に関する研究2 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年8月9日 | 公益社団法人物理探査学会 東京都千代田区東神田1-5-6 | 左記業者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 4,957,200 | — | — | 公社 | 国所管 | | 1 |
| 津軽海峡線(中小国～木古内間)の鉄道施設の維持管理に伴う調査・測定の一部委託に関する平成30年度協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年8月9日 | 北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 28,188,000 | — | — | | | | |
| 平成30年度札幌鉄道建設所用地使用料の支払いについて | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年8月20日 | 札幌市交通局 北海道札幌市厚別区大谷地東2-4-1 | 必要条件を満たす物件調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 1,586,696 | — | — | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|---|-------------|-------------------------------------|---|------|------------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 青函トンネル・覆工ひずみ計開発 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年9月21日 | 公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 8,002,800 | — | — | 公財 | 国所管 | 1 | |
| 北海道新幹線新函館北斗駅ホーム柵一部移設工事の委託に関する協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年10月19日 | 北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 20,315,000 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線、新函館北斗・札幌間基盤設計地震動の評価 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成30年10月31日 | 公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 20,844,000 | — | — | 公財 | 国所管 | 1 | |
| 北海道新幹線建設に伴う町所管水道管付替えに係る調査設計に関する実施協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成31年1月7日 | 知内町 北海道上磯郡知内町字重内21-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 4,025,700 | — | — | | | | |
| 北海道新幹線新函館北斗・札幌間の建設に伴う札幌駅付近の工事の一部委託施行に関する平成30年度協定の締結 | 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1 | 平成31年2月25日 | 北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | 非公表 | 18,384,000 | — | — | | | | |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。